

住み慣れた地域で暮らし続けるために・・・

～地域包括ケアシステムの構築に向けて～ Vol.4



問い合わせ 高齢者支援課 包括支援係(地域包括支援センター) ☎(929) 3210 FAX(929) 3206

高齢者やその家族が安心して自宅で生活することができるよう、本市が実施している各種のサービスについて紹介します。

成年後見制度利用支援

【成年後見制度とは】

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、財産の管理や介護サービスの契約などの手続きが困難な人について、本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選定することで、本人を法律的に支援する制度です。本市では、下記について支援を行っています。



(1) 後見開始の市長申し立て

成年後見人などを選定するには、管轄の家庭裁判所に対して申し立てを行う必要があります。申し立てを行うことができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族などですが、本人に身寄りがない場合や親族などによる申し立ての見込みがない場合は、市長が代わって申し立てを行うことができます。

(2) 成年後見人などに対する報酬助成

本人が下記のいずれかに該当する場合は、本人から成年後見人などへ支払われるべき報酬について、上限28,000円(月額)の範囲で助成を行います。

- ① 生活保護受給者
- ② 経済的な理由により、成年後見人などへの報酬を支払うことが困難と思われる人

あんしん相談(要予約)

弁護士が無料で、成年後見制度などに関する相談を受け付けています。

日時：毎月第3木曜日 午後1時～4時(変更となる場合もあります)

場所：太宰府市総合福祉センター(太宰府市白川2-10)

問い合わせ：太宰府市社会福祉協議会 ☎(923) 3230 FAX(923) 0578